



基勞補発第0121001号  
平成16年1月21日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長  
(契印省略)

開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払の取扱いに係る運用上の留意点について

今般、平成16年1月21日付け基発第0121007号「開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについて」（以下「局長通達」という。）が指示されたところであるが、その運用に当たっては下記事項に留意し、その取扱いに遺漏のないよう配意されたい。

#### 記

- 1 開設者である柔道整復師が担当した施術に係る療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払について
  - (1) 柔道整復師が施術所を開設し1人で施術を行っている場合、当該施術に係る療養（補償）給付たる療養の費用（以下「療養の費用」という。）についての受任者払の取扱いは、従前どおり昭和34年8月5日付け基発第545号「柔道整復師に対する療養補償費の受任者払の取扱いについて」及び平成3年7月18日付け補償課長事務連絡第23号「個人の申請に基づく柔道整復師の受任者払の取扱いについて」等（以下「545号通達等」という。）によること。  
したがって、局長通達の取扱規程の指名施術所の申請をする必要はないこと。
  - (2) 柔道整復師が施術所を開設し当該施術所で複数の柔道整復師が施術を行う場合に、開設した柔道整復師又は他の柔道整復師が担当した施術に係る療養の費用についての受任者払を行うときには、局長通達の取扱規程の指名施術所の申請をする必要があること。
- 2 取扱規程の「2 指名施術所」について  
指名の取消しを受けた施術所である場合は、原則として取消し後5年間は施術所の指名を行わないこととされている。ただし、不正若しくは不当な請求の金額及び件数

の割合が軽微であると認められる場合は、取消し後2年以上5年未満で施術所の再指名の取扱いをすることができるものであること。

また、次に掲げる事項に該当する施術所から指名施術所の申請があった場合には、指名しないことができること。

- (1) 不正又は不当な請求に関し返還すべき金額を納付しないとき。
- (2) 二度以上重ねて指名施術所の指名を取り消されたとき。
- (3) その他受任者払の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

### 3 取扱規程「6 指名申請」について

- (1) 指名申請において、開設者が受任者（「3 受任者」の(1)）であって、545号通達等により既に「指定・指名番号」が付与されている場合は、以下によること。
  - ① 「指定・指名番号」については、新たな番号を振り出さず既に振り出されている番号を使用しても、新たな番号を振り出しても、いずれの方法でもよいこと。
  - ② 既に振り出されている番号を使用する場合には、「指定薬局・指名機関登録（変更）報告書」（診機様式第22号）の提出は不要であること。
  - ③ 既に振り出されている番号を使用する場合には、「指名施術所の指名通知書」（様式第2号）の「指名番号」欄には、当該番号を記載すること。
- (2) 取扱規程「6 指名申請」の(2)において「別に定める」とは、短期給付一元管理システムに係る労災保険業務機械処理事務手引をいうものであること。

### 4 取扱規程の手交

「開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る受任者払の指名施術所申請書」（様式第1号）の提出に当たっては、受任者となるべき者が取扱規程の諸事項を遵守することの確約を行うものであるので、当該受任者となるべき者に対し予め取扱規程を手交する必要があること。

### 5 労働基準監督署長への連絡

所轄局長は、受任者から提出された「柔道整復施術費用の受任者払に係る同意書」（様式第1号-2、変更の場合を含む。）の写しを速やかに管下の労働基準監督署長へ送付すること。